

伊予市超高速ブロードバンド整備事業の整備事業者  
選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年1月

伊予市



## 伊予市超高速ブロードバンド整備事業の整備事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、伊予市超高速ブロードバンド整備事業の整備事業者を選定するに当たり、最も適正な企画力、技術力、実施体制に加え本市の課題解決につながる取組みや住民への需要喚起等、事業に対する熱意を持った事業者を選定するために、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名称

伊予市超高速ブロードバンド整備事業（以下「事業」という。）

#### (2) 目的

この事業は、「伊予市超高速ブロードバンド整備計画」（以下「計画」という。）に基づき、光ファイバによる超高速通信基盤が整備されていない地域に、国の「高度無線環境整備推進事業」を活用して高速かつ大容量の通信環境を整備するものである。

事業の実施に当たり、民設民営方式で整備を行う電気通信事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定し、その整備費用に対する補助金を交付することにより、市内の光インターネット環境未整備地区を解消し、地域における情報格差をなくすことを目的とする。

#### (3) 整備範囲や主な条件

計画に定めるもののほか、別紙「伊予市超高速ブロードバンド整備事業の整備事業者選定に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (4) 事業内容

- ① 光ファイバのための局舎、伝送設備等の整備及び光インターネットサービスの提供
- ② ①を行うために必要な業務  
①の整備のために行う工事に附帯する設計業務及び監理業務、調査業務のほか、必要な用地及び道路の整備に関する業務
- ③ 伊予市超高速ブロードバンド整備事業費補助金交付要綱に定められた交付申請や実績報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務
- ④ 国事業の交付申請、実績報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務
- ⑤ 事業計画（全体計画及び期別計画）、設計・施工及び成果に係る実績報告書の作成
- ⑥ 上記のほか、計画に基づいた事業全体の目的を達成するために必要な

## 業務

### (5) 事業期間

伊予市超高速ブロードバンド整備事業費補助金の交付決定の日から令和7年3月31日（月）までとする。

ただし、災害や国の補助制度の動向等のやむを得ない事情に限り、期間を延長することができる。

### (6) 補助金額

補助金は、980,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。総務省無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱に定める高度無線環境整備推進事業が継続される場合、また、事業者に向けて国の交付金等が創出される場合は、原則これを活用するものとし、この金額を除いた額を本市からの補助金額とする。

## 3 応募者の参加資格

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者であること。
- (2) 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。
- (3) 愛媛県内において、現に光ブロードバンドサービスを提供している者であること。
- (4) 法人格を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 令和3年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿の登録業者であること。
- (7) 公募開始から補助金交付決定に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を完納していること。
- (10) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

#### 4 主なスケジュール

|                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| 実施要領等の公開               | 令和4年1月5日（水）                       |
| 質問書の受付                 | 令和4年1月6日（木）～1月13日（木）              |
| 質問への回答                 | 令和4年1月17日（月）※予定                   |
| 提出書類受付期間               | 令和4年1月6日（木）～1月19日（水）<br>（土日祝日を除く） |
| プレゼンテーション<br>及び審査委員会開催 | 令和4年1月24日（月）※予定                   |
| 結果通知                   | 令和4年1月下旬～2月上旬                     |

#### 5 質疑応答

実施要領及び仕様書に関し、次の方法により質疑応答を行うものとする。

##### (1) 質問の受付

###### ① 質問方法

質問票（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめ、PDF化したものを電子メールに添付して送信すること。電子メール以外の質問には応じない。電子メールの件名に「【会社名】伊予市超高速ブロードバンド整備事業に係る質問書」と記載すること。

###### ② 質問先

伊予市総務部総務課

電子メールアドレス：soumu@city.iyo.lg.jp

###### ③ 受付期間

令和4年1月6日（木）9時から令和4年1月13日（木）17時まで  
（必着）

###### ④ 留意事項

質問に当たっては、質問票の必要事項を全て明記し、質問票のみを送信すること。

##### (2) 質問に対する回答

###### ① 回答方法

質問者名を伏せ、市ホームページに掲載

###### ② 回答日

令和4年1月17日（月）※予定

ただし、質問の内容又は時期によっては、上記を待たず順次掲載することがあるほか、回答に時間が必要な内容については後日公表することがある。

## 6 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

- ① 本プロポーザルに参加を希望する者は、計画、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次のアからセまでの書類を、**正本1部、副本8部**を提出する。

なお、原則として日本産業規格A4判を使用し、全ての資料は2穴ファイルに綴り、下表「書類名」の区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。

ファイルには会社名、事業名及び正本、副本の別を明記すること。副本はコピー可であるが、正本をカラーで提出するものは副本もカラーコピーとすること。

#### 【提出書類一覧】

- ア 参加意思表明書（様式第2号）※正本のみ
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 伊予市に提供する光ブロードバンドサービス等に関する事項（様式第3号）
- エ 光ブロードバンドサービスの保守拠点及び加入サポートに関する事項（様式第4号）
- オ 基盤整備工程計画表※サービス提供開始までの作業予定スケジュール（任意様式）
- カ サービス提供イメージ図（任意様式）
- キ 見積書（様式第5号）
- ク 会社概要書（様式第6号）
- ケ 自治体と連携した光ブロードバンドサービス実績書（様式第7号）
- コ 電気通信事業法に規定する事業者であることを証明するもの（写）
- サ その他（様式第8号）
- シ 法人登記簿謄本（発行後3か月を超えないもの）※正本のみ
- ス 印鑑登録証明書（発行後3か月を超えないもの）※正本のみ
- セ 国税に関する納税証明（その3）及び主たる事業所が存する自治体の市区町村税の納税証明書 ※正本のみ

- ② 「イ」企画提案書の様式について

A4判で20ページ（表紙・目次を除き、図表等は含む。両面印刷で10枚、A3判折込を認めるが、A3判は片面印刷のみとし、A4判両面と同数とする。）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。

文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とすること。

専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

### (2) 提出手続

- ① 受付期間  
令和4年1月6日(木)9時から令和4年1月19日(水)17時まで  
(必着)※土日祝日は除く
- ② 提出先  
〒799-3193  
愛媛県伊予市米湊820番地  
伊予市総務部総務課
- ③ 留意事項  
提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は配送完了が確認できる方法とすること。  
なお、郵送の場合は、上記受付期間内に事務所に届いたもののみを受け付ける。
- (3) 提出書類の修正及び返却  
提出済の書類の変更、修正は認めない。また、提出書類は返却しない。

## 7 審査及び契約候補者の選定方法

### (1) 評価方法

伊予市超高速ブロードバンド整備事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ次の項目により評価を行う。

#### 【提案評価の区分と項目】

| 審査項目 |                 | 審査の基準   | 配点 |
|------|-----------------|---|----|
| 1    | 企画提案内容          | 地域特性、居住地域等を踏まえ、整備の基本的な考え方、取組方針、整備ルート、整備エリア等、当事業の目的を理解した提案となっているか  | 10 |
|      |                 | 設置する設備、資材の供給、作業員の確保等について、事業全体を円滑かつ安定的に遂行できる事業計画(全体計画・期別計画)となっているか | 10 |
|      |                 | 仕様書に定める内容が適切に含まれており、基盤整備の方針、事業者の役割、民設民営方式の仕組み等について明らかになっているか      | 5  |
|      |                 | 保守拠点が設置され、通常保守に対応可能な保守人員が整っているか                                   | 5  |
|      |                 | 災害時の取組姿勢、大規模災害時の対応実績や方法について明記されているか                               | 5  |
| 2    | 光ブロードバンドの提供について | 光ブロードバンドサービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか                               | 5  |
|      |                 | 住民に対して良質で通信速度の安定したブロード  | 10 |

|   |      |  |   |
|---|------|--|---|
|   |      | バンドサービスを低価格で提供できるか                       |   |
|   |      | 整備後の利用促進や利用者へのサポート体制は十分か                 | 5 |
| 3 | 運用実績 | 仕様書の内容を実現可能な安定性のある企業規模（資本金、従業員数等）を有しているか | 5 |
|   |      | 光ファイバ網整備、光ブロードバンドサービスの提供実績は豊富か           | 5 |
|   |      | 国の高度無線環境整備推進事業の利用実績を有しているか               | 5 |
|   |      | 愛媛県内における光ブロードバンド運用実績を有しているか              | 5 |
|   |      | 民設民営方式（補助金）による地方自治体との運用実績を有しているか         | 5 |
| 4 | コスト  | 事業内容に対する見積項目及び金額は妥当か                     | 5 |
|   |      | 整備後の負担に対する考え方は適切か                        | 5 |
| 5 | 将来性  | 将来の情報通信技術へ向けた取組、対応力について                  | 5 |
|   |      | 住民サービスの向上、地域情報化への利活用、本市への継続的な提案、情報提供について | 5 |

## (2) プレゼンテーション及び審査委員会

### ① 実施日及び場所

実施日 令和4年1月24日（月）（予定）

場所 伊予市役所 3階庁議室（伊予市米湊820番地）

※参加時間等の詳細は、後日直接通知する。

### ② 持ち時間等

プレゼンテーションは1者につき30分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。（質問状況によって時間を延長することがある。）

### ③ 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数については1者につき3人以内とする。

### ④ 傍聴及び録音

プレゼンテーションの傍聴及び録音は認めない。

### ⑤ 準備物

プレゼンテーション会場には、モニター、HDMIケーブル及び必要な電源は用意するが、接続可能PC等、必要な物がある場合は事業者により準備すること。

### ⑥ その他注意点

プレゼンテーション当日に資料の差し替え、訂正、又は新たな資料を配



布することは認めない。

### (3) 候補者の選定

プレゼンテーションの終了後、審査委員会を開催し、各審査委員が採点する各項目を平均したものの合計点が一番高い提案者を候補者として選定し、2番目の提案者を次点者とする。ただし、取得した点の合計が配点合計の6割に満たなかった提案者は、当該事業を受注する能力を有しないものと判断し、失格とする。また、最高点の者が複数の場合は、提案した価格が最も安価な者を優先候補者として選定するほか、提案者が1者の場合も審査を行い、審査委員会が候補者の可否を採決して決定する。

### (4) 選定結果の通知

選定結果については、確定後、参加者全員に文書で通知する。併せて、市ホームページに、候補者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に重篤な不備があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 伊予市の理事者又は職員に不当に接触した場合

## 9 協定等の手続き

伊予市と候補者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、協定を締結する。この場合において、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から交渉を行う。

## 10 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- (2) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面(任意様式)によりその旨を伊予市役所総務課に提出すること。
- (3) 企画提案の提出は、1参加者につき1提案とする。

- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、伊予市が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を利用・複製できるものとする。
- (6) 提出書類は、伊予市情報公開条例（平成17年4月1日条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (7) 伊予市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (8) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、伊予市担当課においてその対応を決定する。